

答 申 情 第 6 8 号

平成 2 9 年 7 月 2 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 1 月 2 6 日付け中地第 2 8 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

市政協力委員に支払われた公費の収支の決算が確認できる文書の不存在による非公開決定
事案 (諮問情第 1 0 1 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年9月16日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

内容。平成27年度期の市政協力委員（下記）へ支払われた公費（市の）の収支の決算が確認出来る文書類（決算書等）。担当区域は、京都市中京区〇〇町を担当されていた人。つまり、同町内会から通知公表されている、同町内の●●氏に、行政（市の公費）からその委嘱（委託）費（代金）として支給（支払われている金銭）されている、その公費の収支。その使途（氏の報告書等）等の確認することの出来る文書類。等。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年10月4日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

市政協力委員に対する委託料については、収支の報告は求めているため、当該請求に係る公文書は作成しておらず、取得もしていない。

- (3) 審査請求人は、平成29年1月4日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

- (1) そもそも市政協力委員設置規則に重大で意図的（？）とも考えられる程の制度上の欠陥により、公金（税金）の使途は一切不明でその透明性が全くなく、市民の税の使途等に対する権利を著しく阻害している。因って全ての市民が明白にその事実の信憑性の確認（確証）可能な規則の是正（改定）の要求をする。

- (2) 同時に、平成27年度期中京区〇〇町域担当の●●市政協力委員、及び26年度期同町域担当の△△氏の、その委託料として支払われた支給金のその使途、残高等を遡及して（規則の欠陥により生じたこと故）、その行政側としての説明責任と義務を果たして下さることを要求するものである。

4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件審査請求について

行政不服審査法第2条では、「行政庁の処分不服がある者は、(中略)審査請求をすることができる。」と定められており、行政庁の処分(本件審査請求にあつては、不存在による非公開決定とした本件処分)に対して不服がある場合に審査請求をすることができるものである。

しかし、審査請求人は、本件処分に対して審査請求を行っているが、その趣旨は、公文書の公開の可否や公文書の存否に関するものではなく、京都市市政協力委員設置規則の是正(改定)や、行政側としての説明責任を果たすことなどを求めるものである。

したがって、本件審査請求は、本件処分に対する不服を申し立てるものではなく、その背景にある市政協力委員制度などに対する不服を申し立てるものであり、審査請求をすることができない事項について行われているものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は、不適法なものであり、却下されるべきであると考えられるが、審査請求人の審査請求の意図が不明確であるため、念のため、仮に、審査請求人の意図が、本件処分の取消しを求めるものであるとみなしたうえで、以下主張する。

(2) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、平成27年度期の市政協力委員(京都市中京区〇〇町が担当区域の●●氏)へ支払われた公費(委嘱(委託)費)の収支の決算及び使途(氏の報告書類)等を確認することが出来る文書類(決算書等)である。

(3) 請求に係る公文書が存在しないことについて

ア 当庁においては、市政協力委員設置規則第1条等に基づき、市政協力委員(市長から委嘱、任期1年)を置き、それぞれの市政協力委員の担当区域の担当世帯数(概ね50世帯~100世帯を基準に、地域の実情等に合わせて世帯数を定めている。)に応じて、委託料(@20円×担当世帯数×月数)を支払うこととしている。

イ 市政協力委員制度については、市政の円滑なる運営と行政能率の向上を図るという目的のため、区に設置されるものであり、当該目的を達成するため、担当区域内の次の事項に関し、市に協力するものとされている。

(ア) 諸通知の伝達及び諸書類の配付、収集に関すること。

(イ) 市政の普及徹底に関すること。

- (ウ) 市民の要望の取次に関すること。
- (エ) その他区長が特に必要と認めること。

ウ このように、市政協力委員制度については、地域住民の自主的な組織であり、その運営を住民自身により民主的に運営されることが望ましいという観点から、市民と市政をつなぐ制度として、昭和28年に発足した。

現在、8,000名を超える市政協力委員に、具体的には、市民しんぶんをはじめとする広報物の配付やポスターの掲示、更には市民の要望を聞きとり、区役所などに取り次ぐなど、市政の円滑な推進に欠かすことのできない広報・広聴の基盤を担っている。

エ 市民しんぶんの配付については、全ての担当世帯に直接配付いただいている場合や、町内会等の班長等が手分けして配付いただく場合など、地域の実情に応じた方法で配付していただいている。

オ 上記のとおり、市政協力委員の活動は多様であり、実際の活動に鑑みれば、収支報告書が市政協力委員の活動を表すものとはいえ、また、当該市政協力委員に支払われた委託料については、当該市政協力委員の財産となるものである。

カ したがって、審査請求人が求めている「市政協力委員へ支払われた公費の収支の決算が確認出来る文書類」について市政協力委員に求める義務を負わないことから、本件請求に係る文書を取得、保有していないため、本件処分を行ったものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) そもそも市政協力委員設置規則に重大で意図的(?)とも考えられる程の制度上の欠陥により、公金(税金)の用途は一切不明でその透明性が全くなく、市民の税の用途等に対する権利を著しく阻害している。因って全ての市民が明白にその事実の信憑性の確認(確証)可能な規則の是正(改定)の要求をする。
- (2) 同時に、平成27年度期中京区〇〇町域担当の●●市政協力委員、及び26年度期同町域担当の△△氏の、その委託料として支払われた支給金のその用途、残高等を遡及し

て（規則の欠陥により生じたこと故）、その行政側としての説明責任と義務を果たして下さることを要求するものである。

- (3) 当方のその本旨（本来の趣旨）は、市民の公金（税）の使途が全く不透明で不明であるがために、それ（公金）を市政を信託した市（行政機関）に対しての知る権利としてそれを市民に対して透明化し（つまり適切な情報の公開）又、その責明（公開＝透明化出来ない又はしない場合）責任をする責務を果たして下さい。と言っていること（求めている）のどこに不適法事項に該当する訳ですか。

その理由・根拠（当局の）による「不存在」が法に則って耐え得るものか？を請求者（本件では当方）がそれを精査するためには可能な限りにおいて、その詳細・経過＝結論・処分に至る迄の＝を記述して頂きたいと思えます。

- (4) 私金ではなく公金（税金）が行政（担当部局＝結論は市で同じ）から使用（支出）されているにも係わらず、「…委託料については収支の報告を求めている…」とある。従って当然の結果（論）論理的にも物理的にも存在し得ないこととなる。

つまり、逆から言えば（考えれば）前期の通り、不存在以外になり得ないことになる。因って“非公開決定”（現行法では）と必然的に最初の時点から既になる訳であるが、果して公文書の不存在なり得ることが判断可能な状況（態）は本当に適正で正当であると判断出来るのであるか。

- (5) 収入の無いのは当然のことであろうが、その使途・残高等の決算の報告を求めないということはどうぜんそれらを取得することはできない。故に公開・透明化することが不可能になるという論理は馬鹿な当方でも分かる。

収支のうち（中）の支出部に限っては、ちゃんと正規に則り書類（公文書に当る）を作成され、その数字（△△氏は36000円ですか、●●氏に至っては何故か？386780円と公開されている）迄公開（一部）されているにも係わらず、何故その使途・残高（有れば）に限っては、その報告を求めないのかという合理的で論理的（整合性のある）に理解し得ることの出来る真摯な説明をもって疑問・疑念の異議・不信感をクリアにして払拭してください。

- (6) “押しピン”・“セロ・テープ”等、又、筆記具等の文具・コピー用紙代やその関連用品、等々、他の件に関しては、我々には一切知らされていない故分からない。いずれにしてもそんな程度の消費物品等々で、前記した様な大金額が本当に必要であるとは推測しがたい？。従って、客観的に証明する為には、決算報告（概要でよいと思われる）を求めない限りにおいては、仮に恐らく前記から推測してもその残金は残るものではないか？と考えられるが、その残金（公金＝税金）の返納は成されなくとも良いのか、税金（公金）を。

敢えて極めて悪意をもって解釈する時、それを自分個人の私財にすることも極めて容易であるし、逆を言えば、それが出来ない（チェックが無い）ということは行政（市政）側は合理的に説明することができないということになるのではないか。

そこのところを行政の責任・義務において合理的かつ客観的な理解しうる説明をお願い致します。

- (7) 行政（機関）自からが支払った（支出）公金（その委託金としての）は、市民の信託を受け運労しているところの行政（機関）が、その公金の管理をする責務と義務は自ずとあるのではないか。故に当方は当該書類等を求めて（請求）いる訳である。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の適法性について

ア 諮問庁は、本件審査請求が、公文書の公開の可否や公文書の存否に関するものではなく、市政協力委員設置規則の是正や、行政側としての説明責任を果たすことなどを求めるものであって、本件審査請求は、本件処分に対する不服を申し立てるものではなく、その背景にある市政協力委員制度などに対する不服を申し立てるものであり、審査請求をすることができない事項について行われているものと認められるとし、本件審査請求は、不適法なものであり、却下されるべきと主張する。

イ 行政不服審査法第2条では、「行政庁の処分不服がある者は、（中略）審査請求をすることができる。」と定められており、行政庁の処分（本件審査請求にあっては、不存在による非公開決定とした本件処分）に対して不服がある場合に審査請求をすることができるものである。

ウ 審査請求人の主張を確認すると、確かに、市政協力委員設置規則の是正を求めるなどといった本件処分の内容に対する不服ではない箇所が多々見受けられる。しかし、審査請求人は、審査請求書及び反論書において様々な主張をしており、例えば「行政（機関）自からが支払った（支出）公金（その委託金としての）は、市民の信託を受け運労しているところの行政（機関）が、その公金の管理をする責務と義務は自ずとあるのではないか。故に当方は当該書類等を求めて（請求）いる訳である。」などといった主張は、公金管理上の何らかの公文書を京都市が保有しているのではないかということに、審査請求人の意思があるとの解釈もし得るところである。

エ 上記のことからすると、審査請求人の主張が多岐に亘っていること、また、本件処分に対する不服ではなく市政協力委員制度に対する不服と認められる主張が多くを占めていることは事実としても、本件審査請求について、諮問庁が主張するように、一概に不適法なものとはまではいえることはできず、却下されるべきとする諮問庁の主張は

認められない。

(2) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、京都市が市政協力委員（京都市中京区〇〇町の●●氏）に支払った平成27年度委託料について、当該市政協力委員がどのように使ったかを確認できる文書であると認められる。

(3) 本件処分について

ア 審査請求人は、次のとおり主張する。

“押しピン”・“セロ・テープ”等、又、筆記具等の文具・コピー用紙代やその関連用品、等々、他の件に関しては、我々には一切知らされていない故分からない。いずれにしてもそんな程度の消費物品等々で、大金額が本当に必要であるとは推測しがたい？。従って、客観的に証明する為には、決算報告（概要でよいと思われる）を求めない限りにおいては、仮に恐らく前記から推測してもその残金は残るものではないか？と考えられるが、その残金（公金＝税金）の返納は成されなくとも良いのか、税金（公金）を。

敢えて極めて悪意をもって解釈する時、それを自分個人の私財にすることも極めて容易であるし、逆を言えば、それが出来ない（チェックが無い）ということは行政（市政）側は合理的に説明することができないということになるのではないか。

そここのところを行政の責任・義務において合理的かつ客観的な理解しうる説明をお願い致します。

イ このことに関して諮問庁は、次のとおり主張する。

市政協力委員の活動は多様であり、実際の活動に鑑みれば、収支報告書が市政協力委員の活動を表すものとはいえず、また、当該市政協力委員に支払われた委託料については、当該市政協力委員の財産となるものである。

したがって、審査請求人が求めている「市政協力委員へ支払われた公費の収支の決算が確認出来る文書類」について市政協力委員に求める義務を負わないことから、本件請求に係る文書を取得、保有していないため、本件処分を行ったものである。

ウ 市政協力委員は、市政の円滑なる運営と行政能率の向上を図るとの目的を達成するため、担当区域内において、①諸通知の伝達及び諸書類の配付、収集、②市政の普及徹底、③市民の要望の取次、などの事項に関して、市に協力している地域住民である。

エ 諮問庁から市政協力委員へ支払われる委託料は、上記ウの目的を達成するための活動全体への対価として支払われるものである。

オ 市政協力委員の実際の活動は、市民しんぶん等の広報物の配付やポスターの掲示等の他、市民からの要望の行政への取次ぎなどもあり、場合によっては要望の現場で処理されるものなど取次ぎに至らない様々な態様が想定されるため、業務報告自体が馴染みにくいとも考えられる。

したがって、審査請求人が求めている「市政協力委員へ支払われた公費の収支の決算が確認出来る文書類」について市政協力委員に求める義務を負わないことから、本件請求に係る文書を取得、保有していないとする諮問庁の説明に不合理な点があるとは認められない。

カ なお、当審査会は、諮問庁による審査請求に係る諮問に対して、調査し、及び審議する機関であり、情報の公開、非公開の相当性や文書の存否の妥当性を審議することで、情報公開条例等の公正かつ客観的な運営を確保するものであって、京都市市政協力委員設置規則及び当該規則に基づく事務等の適正性について審議する場ではないため、この点に関する審査請求人の主張は、本件審査請求で争うべき事項ではなく、当審査会では検討を行わない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 1月26日 諮問
3月13日 諮問庁からの弁明書の提出
5月 2日 審査請求人からの反論書の提出
6月28日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成29年度第3回会議）
7月26日 審議（平成29年度第4回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）